

和歌山市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市に次のとおりあらたに生じた土地の確認をした。

令和7年7月8日

和歌山市長 尾花正啓



和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1の地先公有水面埋立地

257.21平方メートル

和歌山市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。

令和7年7月8日

和歌山市長 尾花正啓



次の区域を和歌山市西浜字中川向ノ坪に編入する。

和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1の地先公有水面埋立地

257.21平方メートル

公有水面埋立地位置図

